

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月29日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第3号

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則

大和市就学援助に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「小学校」の次に「に就学している児童」を加え、「児童若しくは生徒の保護者」を「生徒、当該年度の翌年度に大和市立小学校への就学を予定する者（以下「小学校就学予定者」という。）」に改める。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、小学校就学予定者の保護者に対する援助は、第5号に掲げる費目に限る。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。